

松本市障害者就労施設等からの物品等の調達推進基本方針

平成26年2月12日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、本市の基本的な方針を定める。

2 調達推進方針の策定

障害者優先調達推進法に基づく本市の調達推進方針は、毎年度策定する。

3 調達推進方針の適用範囲

策定した調達推進方針は、本市の全ての部局に適用する。

4 調達推進方針の対象となる障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（略称 障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（(ア)～(ウ)の全てを満たすもの）

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(4) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集とその情報の市への提供及び発注内容に対応可能な複数の事業所にあつ旋・仲介する業務を行う共同受注窓口として市長が適当と認める法人又は団体

5 調達推進方針の対象品目等

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料
- ウ 小物雑貨
- エ 日用品
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理
- オ 飲食店等の運営
- カ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

年度毎に策定する調達推進方針に定める調達目標は、前々年度の障害者就労施設等からの調達実績を上回るものとする。

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき各部局に周知すること等により推進に努める。
- (2) 各部局は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この推進方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。
- (3) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

8 調達推進方針の公表

調達推進方針を定めた時は、市ホームページ等で公表する。

9 調達実績の公表

一年間の調達実績について、翌年度に概要を取りまとめ公表する。